

○上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年3月22日

規則第14号

改正 平成19年3月13日規則第8号

平成28年3月31日規則第28号

平成29年6月16日規則第31号

平成29年12月20日規則第41号

上三川町学童保育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年上三川町規則第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成17年上三川町条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の手続き）

第2条 条例第8条の規定により放課後児童クラブの利用の許可を受けようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、放課後児童クラブ利用許可申請書（別記様式第1号）に就労証明書（別記様式第2号）又は自営業・農業申告書（別記様式第3号）その他必要な書類を添えて、利用希望月の前月の10日までに、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請により利用の可否を決定したときは、放課後児童クラブ利用許可通知書（別記様式第4号）又は放課後児童クラブ利用不承認通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により利用許可の通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、児童調査票（別記様式第6号）を指定管理者に提出しなければならない。

（申請事項の変更）

第3条 利用者は、前条第1項に規定する利用許可申請事項に変更が生じたときは、放課後児童クラブ利用許可申請事項変更申請書（別記様式第7号）に

より、指定管理者に申請しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の変更申請について準用する。

(利用の中止)

第4条 利用者は、放課後児童クラブを利用している児童の利用を取り止めようとする場合は、放課後児童クラブ利用中止届（別記様式第8号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の取消)

第5条 指定管理者は、前条の規定による届出又は条例第10条第1項の規定による利用の許可の取消しにより利用を解除するときには、放課後児童クラブ利用解除通知書（別記様式第9号）により利用者に通知するものとする。

(保育料の納付)

第6条 利用者は、条例第11条第2項に規定する児童の保育に要する費用（以下「保育料」という。）を指定管理者が指定する期限までに納めなければならない。

(保育料の減免)

第7条 条例第12条に規定する保育料の減免は、別表左欄に該当するものに対し、同表右欄に掲げる額を免除する。

2 前項の規定により保育料の減免を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、放課後児童クラブ保育料減免申請書（別記様式第10号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項に規定する申請により保育料の減免の可否を決定したときは、放課後児童クラブ保育料減免決定通知書（別記様式第11号）又は放課後児童クラブ保育料減免申請却下通知書（別記様式第12号）により減免申請者に通知するものとする。

(保育料の還付)

第8条 条例第13条の規定により町長が別に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の責めによらない理由により利用することができない場合 全額
- (2) その他町長の承認を得て指定管理者が定める場合 町長の承認を得て指定管理者が定める割合

2 前項の規定により保育料の還付を受けようとする者（以下「還付申請者」という。）は、放課後児童クラブ保育料還付申請書（別記様式第13号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項に規定する請求により保育料の還付の可否を決定したときは、放課後児童クラブ保育料還付決定通知書（別記様式第14号）又は放課後児童クラブ保育料還付申請却下通知書（別記様式第15号）により、還付申請者に通知するものとする。

（損害賠償）

第9条 条例第14条ただし書に規定する町長がやむを得ない理由があると認めるときとは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 生活困窮により支払い能力がないと認めるとき。
- (2) その他町長が認めるとき。

2 利用者は、利用者又は放課後児童クラブを利用している児童の起因することにより放課後児童クラブの施設及び附属設備等を毀損し、又は滅失したときは、放課後児童クラブ施設等破損滅失届（別記様式第16号）を町長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第10条 放課後児童クラブの利用に際して、利用者及び放課後児童クラブを利用している児童は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- (2) 騒音若しくは大声等を発し、又は暴力を振るうなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 施設又は附属設備等の保全に十分注意すること。
- (4) 火気に十分注意すること。

(5) ごみその他の廃物又は汚物を捨てないこと。

(6) 危険又は不潔な物品を持ちこまないこと。

(備付帳簿)

第 1 1 条 指定管理者は、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

(1) 保育日誌

(2) 児童在籍簿

(3) 児童出席簿

(4) 指導員出勤簿

(5) 出納簿

(6) 賃金台帳

(7) 預金通帳

(8) 備品台帳

(9) 月別事業計画書

(10) 月別事業実施報告書

(11) その他必要と認める書類

(報告)

第 1 2 条 指定管理者は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める日までに
町長に提出しなければならない。

(1) 月別事業計画書 前月の 1 0 日まで

(2) 月別事業実施報告書 翌月の 1 0 日まで

(3) 事故報告書 事故発生後直ちに

(4) その他指示する書類 指定された日まで

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 指定管理者に上三川町学童保育館の管理を行わせる場合には、当該

管理を行わせる日前に町長がした許可その他の行為は、指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成１９年規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年規則第２８号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年規則第３１号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

（準備行為）

- 2 放課後児童クラブの利用の手続きについて必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成２９年規則第４１号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

（準備行為）

- 2 放課後児童クラブの利用の手続きについて必要な準備行為は、この規則の施行前においても、行うことができる。

別表（第７条関係）

保育料を減免する対象	保育料を減免する額
生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による保護を受けている世帯	全額
児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３号）の規定による児童扶養手当を受給している世帯	２分の１の額（午前７時３０分から午前８時までの保育及び午後６時から午後７時までの保育に係る保育料を除く。）
特別児童扶養手当等の支給に関する法	２分の１の額（午前７時３０分から午前

律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）の規定による特別児童扶養手当を受給している世帯	8 時までの保育及び午後 6 時から午後 7 時までの保育に係る保育料を除く。）
当該放課後児童クラブに 2 人以上入所する世帯	2 分の 1 の額（午前 7 時 3 0 分から午前 8 時までの保育及び午後 6 時から午後 7 時までの保育に係る保育料を除き、2 人目以降の児童の保育に係る保育料に限る。）
その他町長が必要と認める世帯	町長が必要と認める額

別記様式第1号（第2条関係）

放課後児童クラブ利用許可申請書					
年 月 日					
(宛先) 指定管理者					
年度放課後児童クラブを利用したいので、次のとおり申請します。					
申請者 (保護者)	住所				
	ふりがな				
	氏名	㊟			
	※次の事項に同意いただける場合は□に✓印を付してください。 □ 審査のため、必要に応じて町が住民基本情報を確認すること。				
ふりがな		性別	生年月日		
児童氏名		男・女	年 月 日		
住所	☐ 申請者住所に同じ ☐ その他 ()		電話番号	自宅： 携帯：	
利用希望放課後児童クラブ*		学童クラブ ☐ 新規 ☐ 現在利用中			
学校名		小学校 年 ※利用年度における学年			
利用希望期間	☐ 月額利用		☐ 通年(年 月 日～) ☐ 8月のみ ☐ ()		
	☐ 日額利用		☐ 夏休み ☐ 秋休み ☐ 冬休み ☐ 春休み ☐ 毎週()曜日		
※申込児童を除く、同居者全員 家族構成	氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	勤務先・学校名・学年等
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
延長保育の利用を ☐ 申し込みません ☐ 申し込みます					
早朝保育の利用を ☐ 申し込みません ☐ 申し込みます					
土曜保育の利用を ☐ 申し込みません ☐ 申し込みます					

※利用希望時間や家族構成など上記様式内に記載しきれない場合は、説明資料（任意様式）を別添してください。

別記様式第2号（第2条関係）

学童クラブ名	
児童名	
生年月日	年 月 日

就労証明書
(放課後児童クラブ入会申込用)

指定管理者 様

申込者 住所

(保護者) 氏名

<就労者>

電話番号

勤務者氏名			住所
採用年月日	年 月 日から		勤続年数 年 ヶ月
勤務先及び 電話番号	所在地 電話		
仕事の内容			
就労形態	正社員・パート・派遣 その他 ()		
過去3ヶ月間 の勤務日数	月 日間	月 日間	月 日間
就労時間	① 時 分 ～ 時 分 ② 時 分 ～ 時 分 ③ 時 分 ～ 時 分 ④ 時 分 ～ 時 分		
就労日	週 日勤務 月 火 水 木 金 土 日		
休務日	週 日休務 月 火 水 木 金 土 日		

<産休・育休取得者>

産前・産後休暇期間	年 月 日 ～ 年 月 日
育児休業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
職場復帰日	年 月 日

上記の事項について、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

<証明者>

事業所所在地	
事業所名	
代表者氏名	印
電話番号	(担当 :)

※注意事項

- (1) この証明書は、事業主（雇主）が記入し、証明してください。
- (2) 実態調査にて、虚偽の証明があったときは、利用を停止することがあります。

別記様式第3号（第2条関係）

学童クラブ名	
児童名	
生年月日	年 月 日

自営業・農業申告書
(放課後児童クラブ入会申込用)

		年 月 日
指定管理者 様		
申込者 住所 (保護者) 氏名 印 電話番号		
次のとおり、就労していることを申告します。		
自営業の場合	事業所名	
	事業主名	
	事業所所在地	
	事業の内容	
	就労日数及び 就労時間	1ヶ月 平均 日 1日 平均 時間 (時 分 ~ 時 分)
	従事者	父・母・祖父・祖母・その他 () ※児童との続柄に○を付ける。
農業の場合	主な就労先	住居から 以内 片道 約 分 (徒歩・車)
	農業の内容	◆田 反 ◆牛・馬・豚 頭
	※おおよそで	◆畑 反 ◆鳥 羽
	記入	◆果樹 ha ◆その他
	就労日数及び 就労時間	1ヶ月 平均 日 1日 平均 時間 (時 分 ~ 時 分)
	従事者	父・母・祖父・祖母・その他 () ※児童との続柄に○を付ける。

※注意事項

実態調査にて、虚偽の申告があったときは、利用を停止することがあります。

別記様式第4号（第2条関係）

放課後児童クラブ利用許可通知書					
年 月 日					
保護者					
様					
指定管理者					
印					
年 月 日付けで申請のあった放課後児童クラブの利用について、 次のとおり許可したので通知します。					
利用児童名				学年	年
放課後児童クラブ名	学童クラブ				
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
上記期間に おける保育料	月額 ・ 日額 円				
延長保育	有 ・ 無	早朝保育	有 ・ 無	土曜日保育	有 ・ 無
備考	1 毎月指定された日に保育料を必ず納めてください。 2 放課後児童クラブ利用許可申請書の記載事項に変更が生じた場合及び放課後児童クラブの利用を取り止める場合は、届出をしてください。 3 放課後児童クラブ利用期間中であっても利用できる基準に該当しなくなった場合は、利用を解除します。 4 指定管理者が必要と判断した場合は、放課後児童クラブの利用を制限します。				

別記様式第 5 号（第 2 条関係）

放課後児童クラブ利用不承認通知書			
年 月 日			
保護者			
様			
指定管理者			
㊤			
年 月 日付けで申請のあった放課後児童クラブの利用について、 次のとおり承認しないことに決定しましたので通知します。			
児童氏名		学年	年
放課後児童クラブ名	学童クラブ		
不承認理由			
備考	この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に審査請求することができます。 また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、上三川町長を被告として当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から 1 年を経過したときは、提起することができません。		

別記様式第 6 号（第 2 条関係）

児 童 調 査 票

年度

学童クラブ

児童氏名				学校名	小学校 年	
かかりつけの病（医）院名		(電話)				
健康状態	平熱 (. °C) ☐ 良好 ☐ 病気療養中 ()					
食物アレルギー	☐ 無 ☐ 有 ()			血液型		
おやつへの配慮	☐ 無 ☐ 有 ()					
特別支援学級への在籍(予定)		その他配慮を要する事項（既往症や気になる点など）				
☐ 無 ☐ 有						
緊急連絡先 ※ 1 から順に連絡します。				自宅から放課後児童クラブまでの略図		
1	氏名：		続柄：			
	電話：					
2	氏名：		続柄：			
	電話：					
3	氏名：		続柄：			
	電話：					
メール アドレス						
※習い事等主にお迎えに来る方 でクラブを休む曜日に○印。	曜日	氏名	続柄	勤務終了時刻	学童到着時刻	習い事
	月			時 分	時 分	
	火			時 分	時 分	
	水			時 分	時 分	
	木			時 分	時 分	
	金			時 分	時 分	
	土			時 分	時 分	

別記様式第 7 号（第 3 条関係）

放課後児童クラブ利用許可申請事項変更申請書			
年 月 日			
(宛先) 指定管理者			
保護者 住所			
氏名 印			
電話			
次の事項に変更がありましたので申請します。			
児童氏名			学年 年
放課後児童クラブ名		学童クラブ	
変 更 事 項	変更前		
	変更後		

別記様式第 8 号（第 4 条関係）

放課後児童クラブ利用中止届			
年 月 日			
(宛先) 指定管理者			
保護者 住所			
氏名 印			
電話			
放課後児童クラブの利用を取り止めたいので届け出ます。			
児童氏名		学年	年
放課後児童クラブ名	学童クラブ		
取止年月日	年 月 日		
事由			

別記様式第9号（第5条関係）

放課後児童クラブ利用解除通知書			
年 月 日			
保護者			
様			
指定管理者			
㊦			
放課後児童クラブの利用について、次のとおり解除することに決定しましたので通知します。			
児童氏名		学年	年
放課後児童クラブ名	学童クラブ		
解除年月日	年 月 日		
解除理由			
備考	この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求することができます。 また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、上三川町長を被告として当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。		

別記様式第 1 0 号（第 7 条関係）

放課後児童クラブ保育料減免申請書				
年 月 日				
(宛先) 指定管理者				
保護者 住所				
氏名 ㊟				
電話				
次のとおり、放課後児童クラブ保育料の減免を申請します。				
児童氏名			学年	年
放課後児童クラブ名		学童クラブ		
減免期間	年 月 ～ 年 月			
事由	1 生活保護 ※生活保護受給証明書（写し）を添付			
	2 児童扶養手当 ※児童扶養手当証書（写し）を添付			
	3 特別児童扶養手当 ※特別児童扶養手当証書(写し)を添付			
	4 二人以上入所	兄・姉の		年
		氏名・学年		年
5 その他				

別記様式第 1 1 号（第 7 条関係）

放課後児童クラブ保育料減免決定通知書			
年 月 日			
保護者			
様			
指定管理者			
印			
年 月 日付けで申請のあった放課後児童クラブ保育料の減免については、次のとおり決定したので通知します。			
児童氏名		学年	年
放課後児童クラブ名	学童クラブ		
減免後保育料（月額）	円		
減免期間	年 月 ～ 年 月		
備考			

別記様式第 1 2 号（第 7 条関係）

放課後児童クラブ保育料減免申請却下通知書			
年 月 日			
保護者			
様			
指定管理者 ㊤			
年 月 日付けで申請のあった放課後児童クラブ保育料の減免については、次のとおり却下しましたので通知します。			
児童氏名		学年	年
放課後児童クラブ名	学童クラブ		
却下理由			
備考	この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に審査請求することができます。 また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、上三川町長を被告として当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から 1 年を経過したときは、提起することができません。		

別記様式第 1 3 号（第 8 条関係）

放課後児童クラブ保育料還付申請書			
年 月 日			
(宛先) 指定管理者			
保護者 住所			
氏名 ㊟			
電話			
次のとおり、放課後児童クラブ保育料の還付を申請します。			
児童氏名		学年	年
放課後児童クラブ名	学童クラブ		
還付申請保育料	円		
事由			

別記様式第 1 4 号（第 8 条関係）

放課後児童クラブ保育料還付決定通知書			
年 月 日			
保護者			
様			
指定管理者			
㊤			
年 月 日付けで請求のあった放課後児童保育料の還付については、次のとおり決定したので通知します。			
児童氏名		学年	年
放課後児童クラブ名	学童クラブ		
決定内容	既納額	還付額	
	円	円	
備考			

別記様式第 1 5 号（第 8 条関係）

放課後児童クラブ保育料還付申請却下通知書			
年 月 日			
保護者			
様			
指定管理者 ㊟			
年 月 日付けで請求のあった放課後児童クラブ保育料の還付については、次のとおり却下しましたので通知します。			
児童氏名		学年	年
放課後児童クラブ名		学童クラブ	
却下理由			
備考	この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に審査請求することができます。 また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、上三川町長を被告として当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から 1 年を経過したときは、提起することができません。		

別記様式第 1 6 号（第 9 条関係）

放課後児童クラブ施設等破損滅失届	
年 月 日	
上三川町長 様	
住所 上三川町	
届出者 氏名	
電話	
次のとおり、放課後児童クラブの施設・備品を破損滅失しましたことを届け出ます。	
利用放課後児童クラブ名	学童クラブ
破損・滅失の日時	年 月 日 時 分
破損・滅失の状況	